

●松山市の新型コロナウイルス緊急支援対策情報（会員様向けの主な支援）

※下記情報は、令和2年6月1日現在のものです。支援メニューや内容等、時間の経過に伴い、変更となっている場合があります。内容等の確認については、記載のお電話番号へお問い合わせください。

	対 象	支援メニュー	内 容	お問い合わせ先
給付 (もらう)	市民の皆様	特別定額給付金	金額:1人当たり10万円 給付対象:基準日(4月27日)に、松山市の住民基本台帳に記録されている方 受給権者:世帯主 ※市外在住の方は、住民登録されている各自治体にご確認ください。 申請期限:8月18日	松山市 特別定額給付金 コールセンター Tel. 089-909-4866
	融資・貸付 (かきか)	休業で生活資金にお悩みの方	緊急小口資金 金額:10万円(特例の場合は20万円) 据置期間:1年以内 償還期限:2年以内 *無利子	松山市 社会福祉協議会 Tel. 089-933-6070
相談・猶予 (お困り)	市税の納付が難しい方	納税の猶予	法令の要件を満たす方は申請により、原則1年以内の期間に限り、納税が猶予(申請による換価の猶予または徴収の猶予)される場合があります。 ※市外在住の会員の方は、居住地の各自治体に支援制度の有無をご確認ください。	松山市納税課 Tel. 089-948-6268
	国民年金保険料の納付が難しい方	国民年金保険料の免除・納付の猶予	収入が大幅に減少した等、一時的に国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の免除や納付の猶予が適用される場合があります。 ※市外在住の会員の方は、居住地の各自治体に支援制度の有無をご確認ください。	松山市国保・年金課 Tel. 089-948-6356
	国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付が難しい方	国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免・納付の猶予	収入が大幅に減少した等、一時的に国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の減免や納付の猶予が適用される場合があります。 ※市外在住の会員の方は、居住地の各自治体に支援制度の有無をご確認ください。	松山市国保・年金課 Tel. 089-948-6365 松山市介護保険課 Tel. 089-948-6919 松山市高齢福祉課 Tel. 089-948-6406
	水道料金・下水道使用料の支払いが難しい方	水道料金・下水道使用料の支払いの相談	収入が大幅に減少した等、一時的に支払いが困難な場合、支払い方法について相談ができます。 ※市外在住の会員の方は、居住地の各自治体に支援制度の有無をご確認ください。	ヴェオリア・ジェネッツ(株) 松山営業所 Tel. 089-915-0311
	井戸水等の使用者で下水道使用料の支払いが難しい方	下水道使用料の支払いの相談	収入が大幅に減少した等、一時的に支払いが困難な場合、支払い方法について相談できます。 ※市外在住の会員の方は、居住地の各自治体に支援制度の有無をご確認ください。	松山市 下水道サービス課 Tel. 089-948-6530
子育て (お悩み)	子育てについてお悩みの方	子ども総合相談	0~18歳までの子育てに関することや、妊娠・出産などに関する悩みなどの相談窓口です。	松山市子ども総合相談センター事務所 Tel. 089-943-3200
新型コロナウイルス 感染症の相談	感染症の疑い例に該当する方	医療機関への受診調整	[対象]強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)や高熱などの強い症状がある人または発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている人 ※高齢者や基礎疾患などがある人は、比較的軽い風邪の症状がある場合にご相談ください。	帰国者・接触者相談センター(県市共通) Tel. 089-909-3483
	感染症に関する一般的な質問や相談がある方	【県と市が連携】 24時間対応のコールセンター	[対象]新型コロナウイルス感染症に関する一般的な質問や相談がある方	一般電話相談(県市共通) Tel. 089-909-3468

●松山市等の新型コロナウイルス緊急支援対策情報（事業者向けの主な支援）

※下記情報は、令和2年6月1日現在のものです。支援メニューや内容等、時間の経過に伴い、変更となっている場合があります。内容等の確認については、記載のお電話番号へお問い合わせください。

	対 象	支援メニュー	内 容	お問い合わせ先
相 談	資金繰りや雇用等の相談をしたい	専門家による相談	●未・来Jobまつやま(松山銀天街GET! 4F) 毎週火・木・土曜日13:00-18:00に企業診断士、社会保険労務士による無料個別相談会を開催(予約優先)	未・来 Job まつやま 089-948-8035 松山市地域経済課 089-948-6783
	売上が半減した	持続化給付金	2020年1月～12月で1ヵ月の売上げが前年同月比で 50%以上減少 している場合 限度額： 200万円 (中小企業)、 100万円 (個人事業者)	持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570
給 付	家賃等の固定費の負担で困っている	個人事業主等支援給付金	対象：①②のいずれにも該当する方 ①国の持続化給付金の支給を受けた市内の個人事業主等 ②市内に賃貸借契約で事務所等を構えている方 補助額：1者 20万円以内 持続化給付金の額が50万円以上→20万円 持続化給付金の額が50万円未満→10万円	松山市地域経済課 089-948-6783
	売上が減少したので融資を受けたい	中小企業振興資金 (コロナ対策緊急支援)	令和2年2～3月もしくは直近2ヵ月の売上が前年同月比 10%以上減少 融資限度額：500万円 利子・信用保証料とも全額松山市が負担	〈申込み〉 伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫の市内及び近郊の各店舗 〈制度について〉 松山市地域経済課 089-948-6783
融 資		中小企業経営安定化資金 (コロナ対策緊急支援)	セーフティネット保証1号～8号の認定を受けていること。 令和2年2～3月もしくは直近2ヵ月の売上が前年同月比 10%以上減少 融資限度額：1,000万円 利子・信用保証料とも全額松山市が負担	
		個人事業主等支援融資	松山市内に事務所等がある個人事業主等売上 10%以上減少 限度額： 100万円無利子・無担保	
		愛媛県感染症対策資金	売上 5%以上減少 融資限度額：5,000万円 信用保証料の負担なし 利子を県と松山市で全額負担	
		信用保証 (セーフティネット)	【4号】売上 20%以上減少 100%保証 【5号】売上 5%以上減少 80%保証 (実質無利子になる場合もあります)	
		信用保証(危機関連)	売上 15%以上減少 100%保証	
猶 予	税金等の納付猶予が受けたい	税金等の納付猶予	納付が困難な場合、国税・地方税等の納付を猶予	松山市納税課 089-948-6268 高松国税局 087-806-0040
休 業 補 償	従業員を休業させたい	雇用調整助成金	限度額(休業手当等)：1人当たり1日 15,000円 助成率：解雇なし 100%(解雇あり 80%) ※その他要件あり	愛媛労働局職業対策課 分室 (助成金センター) 089-987-6370
		雇用調整助成金の申請代行補助	雇用調整助成金の申請代行にかかる社会保険労務士の費用を補助し、手続を迅速化 限度額： 10万円 (1回限り)	松山市地域経済課 089-948-6550